

報道資料

令和8年1月17日

薬務・衛生課
食品・生活衛生係
担当：杉山、上山
内線：3174、3186
ダイヤルイン：27-8681

農業水産振興課
農業振興・技術支援係
担当：馬場、藤田
内線：63364、4835
ダイヤルイン：27-7442

残留農薬基準違反について

令和8年1月14日に中和保健所が検査を実施した「こまつな」から、食品衛生法の農薬残留基準を超えるエトフェンプロックス：0.02ppm(基準値：0.01ppm)を検出したことが1月16日に判明しました。

直ちに販売業者に対しては、当該生産者が出荷した「こまつな」の流通を防止するよう指導するとともに、生産者に対しては立入調査を行い、農薬の適正使用等について指導しました。

なお、今回違反のあった「こまつな」については、通常の食生活において食べる量では、健康に影響を及ぼす恐れはありません。

1 検査結果

- (1) 農産物名 こまつな
(2) 検査年月日 令和8年1月14日
(3) 結果判明日 令和8年1月16日
(4) 販売業者 奈良県農業協同組合
(5) 生産者 松田 圭司
磯城郡田原本町松本 364
(6) 検査機関 奈良県保健研究センター
(7) 検査結果 150 農薬について検査を実施

エトフェンプロックス (殺虫剤)	残留基準違反（食品衛生法） 検出値：0.02ppm 一律基準値：0.01ppm	使用基準違反（農薬取締法） 適用農作物の範囲外

2 販売業者に対する調査指導

- (1) 調査日 令和8年1月16日（金）、17日（土）
(2) 実施機関 薬務・衛生課、中和保健所
(3) 検査した「こまつな」と同一日の出荷数

1月14日出荷分	12ケース (48kg)
----------	--------------

※検査日以降は生産者から「こまつな」は出荷されていない

※1ケース 20袋入りで、袋に「JAならけん」及び「松本出荷組合」の記載あり

- (4) 流通先 調査中
(5) 指導事項

- ①販売した「こまつな」について、直ちに自主回収を行うこと

②販売先、販売数量の確認を行うこと

3 生産者に対する調査指導

- (1) 調査日 令和8年1月16日（金） 午後7時
- (2) 実施機関 農業水産振興課、中部農林振興事務所、中和保健所
- (3) 栽培面積 5a（露地）
- (4) 販売業者への出荷状況

令和8年1月7日から1月14日までの間に4回 計140kg（この期間のみ出荷）

(5) 農薬使用状況

令和7年12月5日に害虫防除の目的で、エトフェンプロックスの適用農作物ではない「こまつな」に対し、当該農薬を散布した（希釀倍率1000倍、使用回数1回）。

(6) 指導事項

- ① 農薬の適正使用を徹底すること
- ② 生産履歴記帳を引き続き行うこと
- ③ 出荷分について自主回収を行うこと
- ④ ほ場の「こまつな」は処分すること

参考

エトフェンプロックス

1 用途：殺虫剤

2 毒性評価

食品安全委員会による食品健康影響評価では、エトフェンプロックスの許容一日摂取量を0.031mg/kg体重/日と設定しています。

※許容一日摂取量（ADI）とは、ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量のことです。

今回、検出された値は、体重50kgの人が当該品77.5kgを毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定されます。

$(0.031\text{mg/kg体重/日} \times 50\text{kg体重} \div 0.02\text{ppm (mg/kg)} = 77.5\text{kg/日})$